

健康

健康診査を受診しましょう

- ① 国民健康保険特定健康診査
- ② 後期高齢者医療健康診査

① 国民健康保険被保険者で今年度40歳以上になる方（年度内に75歳になる方は誕生日の前日まで。以後は後期高齢者医療で受診） ② 後期高齢者医療被保険者

【受診期限】平成27年1月31日まで

※詳しい受診方法、健診実施機関などは、5月から対象者に発送している受診券、案内文書を確認してください。受診券を紛失した方は担当課に連絡してください

- 持① 国民健康保険被保険者証、受診券
- 持② 後期高齢者医療被保険者証、受診券
- 詳① 国保課 ④(32)6425
- 詳② 高齢者医療課 ④(32)6414

暮らし

第三者行為による負傷の治療について

国民健康保険の加入者が、交通事故など第三者の行為によるけがで保険証を使用する場合は、国保課に届け出が必要です  
持印鑑、保険証、被害届など

詳国保課 ④(32)6425

国民年金保険料の年末調整や確定申告

国民年金保険料を社会保険料控除として年末調整や確定申告を行う時は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。9月までに納付の方は11月

緩和ケア市民公開講座 とき 11月22日(土) 14時～15時30分 ところ グランドホテルニュー王子 直接会場へ 詳細 健康支援課 ④(32)6410

固定資産税の軽減について

【詳細】 資産税課 ④32-6268

改修工事や新築をした住宅で、次の要件に該当する場合は固定資産税が軽減されます

今年度から該当する住宅の要件・軽減額 下表のとおり

工事		住宅の要件	軽減額
新築	① 長期優良	●長期優良住宅（200年住宅）の認定を受けた ●平成21年6月4日～平成28年3月31日に新築した	●1/2の額が減額 ●1戸あたり120㎡相当分まで減額
	② 耐震	●昭和57年1月1日以前からある住宅 ●1戸あたりの工事費が50万円超※ ●現行の耐震基準に適合する工事をした	●1/2の額が減額 ●1戸あたり120㎡相当分まで減額
改修工事	③ バリアフリー	●平成19年1月1日以前からある ●65歳以上、要介護・要支援認定を受けている、障がいのある方のいずれかが居住する（賃貸住宅除く） ●所定の工事費合計が50万円超※	●1/3の額が減額 ●1戸あたり100㎡相当分まで減額
	④ 省エネ	●平成20年1月1日以前からある ●窓を含む所定の工事での費用が50万円超※	●1/3の額が減額 ●1戸につき120㎡相当分まで減額

※平成25年3月31日までに契約した工事については30万円以上

減額期間 ①新築から5年度分（中高層耐火建築物は7年度分）

②工事が完了した日が ●平成18年1月1日～平成21年12月31日＝3年度分 ●平成22年1月1日～平成24年12月31日＝2年度分 ●平成25年1月1日～平成27年12月31日＝1年度分（2年度分の場合あり） ③④翌年度分 ※②～④は工事から3カ月以内に申告する必要あり

夜間通行規制のお知らせ

■緑ヶ丘公園展望台駐車場進入路

【期間】11月4日(火)～平成27年3月31日(火)

●展望台への進入路のゲート18時～翌朝10時は閉鎖 ●運動区のゲート18時～翌朝10時は閉鎖 ※展望台への進入ゲートは、降雪

上旬に、10月から12月までに初めて納付の方は、平成27年2月上旬に日本年金機構から送付されます。  
※家族の保険料も納付者の控除可  
【問い合わせ先】日本年金機構専用ダイヤル ④0570(070)117 IP電話の方 ④03(6700)1130  
【詳】苫小牧年金事務所 ④(36)6135  
市国保課 ④(32)6429

最低賃金改定のお知らせ

【期間】11月4日(火)～平成27年3月31日(火) 18時～翌朝7時はゲートを閉鎖  
……………  
【詳】緑地公園課 ④(32)6509

北海道内で事業を営む使用者およびその事業所で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用される最低賃金が次のとおり改定されました  
【最低賃金】時間額748円

広告